

通勤手当における経路設定の基準の見直しについて

- ・ 現行基準については、経済性と合理性の両面を精査のうえ、より統一的な取り扱いとなるよう具体的な基準を策定し平成 21 年 4 月から運用しているところである。
- ・ 以降、認定事務の効率化及び職員の通勤実態との整合性の観点から検証をおこなってきたところであり、今後それぞれをより向上させる観点から次のとおり基準の一部を見直す。

1 改定内容

	現行	改定後
鉄道の経路	経由する路線数が最も少ない経路のうち、最も経済的な経路	最も経済的な経路
乗降車駅の設定	現行どおり	
バスの経路	自宅の直近のバス停から接続する駅に至る経路	届出のバス停から接続する駅に至る経路
自転車等の経路	現行どおり	
届出経路を認定する場合	上記の経路と比べて安価な場合	上記の経路と比べて次のいずれかに該当する場合 ・ 運賃が 2 割増の範囲内である場合 ・ 路線数が少ない場合

2 改定内容の詳細

- ・ 別紙のとおり

3 実施時期

平成 28 年 4 月 1 日以降に通勤手当の額を決定又は改定する要件に該当した場合
なお、平成 29 年 4 月 1 日の消費税率の引上げに伴い、交通機関の運賃改定が想定されることから、平成 29 年 4 月 1 日以降、概ね 2 年の間に通勤手当受給者全体の認定経路を見直す。